

戸田市告示 第259号

公 示 送 達 書

下記の者に係る国民健康保険税納税通知書兼変更通知書等は、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

また、下記の書類は戸田市長が保管しております。受領権限を有する方にいつでも交付しますので申し出てください。

なお、この掲示の日から起算して7日を経過したときは、下記の書類の送達があったものとみなされます。

令和8年6月12日

戸田市長 菅原文仁

1. 送達する書類名

国民健康保険税納税通知書兼変更通知書

国民健康保険税納税通知書兼減額更正通知書

2. 送達を受けるべき者の氏名等

別紙参照

